

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	川南町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/jichimaru_jpn/departmentTop/cyoucyou/soumu/soumu/node_10757">http://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/jichimaru_jpn/departmentTop/cyoucyou/soumu/soumu/node_10757</a>

執行機関名 川南町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和55年川南町条例第4号)によりひとり親家庭の医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年川南町条例第19号)別表第1第4の項 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和55年川南町条例第4号)によりひとり親家庭の医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第1条	川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和55年川南町条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もつてひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和55年川南町条例第4号)